

郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ開催要綱

平成31年4月26日制定

令和7年5月20日一部改正

[中央図書館]

(目的)

第1条 郡山市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に必要な事項について、調査、研究を行うため、郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(業務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 郡山市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

(事務局)

第3条 ワーキンググループの事務局は、中央図書館に置き、事務局長は中央図書館長とする。

(構成)

第4条 ワーキンググループの構成員は、別表に掲げる課等又は事務局長が別に指定する課等の所属長が推薦するものをもって組織し、中央図書館副館長が座長となる。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議は事務局が召集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの開催に関して必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表(第4条関係)

部 局	課 等 名
保健福祉部	障がい福祉課
こども部	こども総務企画課
	子育て給付課
	こども家庭課
	保育課
教育委員会教育総務部	総務課
	生涯学習課
	中央図書館
教育委員会学校教育部	学校教育推進課
	教育研修センター

